

全世代の
声を届けよう！

暮らしをもっと
よくするため

山形県の代表を
決める選挙

藤谷 美海
いぎなり東北産

橋本 マナミ

加藤 宗治
元スピードスケート日本代表



山形県知事選挙

及び 山形県議会議員補欠選挙 (一部地域のみ)

投票日

1/26 日

投票時間 あさ7時からよる8時まで
※一部地域を除く

期日前投票

をご活用ください

1/10 金 ▶ 25 土

※山形県議会議員補欠選挙の期日前投票は1月18日(土)から

毎日
投票
できます！

投票
時間

あさ8時30分
から
よる8時まで

※投票期間や投票時間が
地域によって異なる場合があります

わたしの
山形の
力に！
1票が



山形県選挙管理委員会
市町村選挙管理委員会

山形県明るい選挙推進協議会
市町村明るい選挙推進協議会

[ホームページ] <https://www.elec.pref.yamagata.jp/>
※ホームページは1月9日より閲覧できます。



投票日に用事があるという方は **期日前投票**をご活用ください

**毎日
投票
できます!**

レジャーや
買い物などで
投票日当日に
投票できそうにない人も
期日前投票を
利用できます。

投票日は
旅行だから
期日前投票
しよう!

期日前投票の
手続きは
簡単です。

投票日と
同じように
投票が
できるんだ
ね

期日前投票は
あさ8時30分から
よる8時まで
できます。

会社帰りに
投票が
できるね

※投票所には
選挙権のない子どもも
保護者と一緒に
入ることができます。

1/10 金 **25** 土

期日前投票時間

あさ8時30分から**よる8時**まで

※投票期間や投票時間が地域によって異なる場合があります

※山形県議会議員補欠選挙の期日前投票は1月18日(土)から

県内で住所移動(引越し)された方へ

県内の市町村間で住所移動してから3か月経過していない方は以下の手続きで投票ができます。

(前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。)

今の住所地の選挙管理委員会で不在者投票をする方法

投票用紙等を請求

前の住所地の選挙管理委員会に投票用紙等を
請求します。併せて、引き続き県内に住所を有
することの確認の申請も必要です。

※お早めに請求方法を最寄りの
市町村選挙管理委員会へ
お問い合わせください。



投票用紙等入手

前の住所地の選挙管理委員会から
投票用紙などの書類が届きます。

※開封厳禁の書類を開けたり、投票用紙
に記入したりしないでください。

引越し前の
選挙管理
委員会から



必要書類を持って 不在者投票所へ

今住んでいる
市町村の
選挙管理委員会



前の住所地に行って投票する方法

証明書を発行してもらおう

いずれかの市役所・町村役場で「引き
続き県内に住所を有することの証明
書」(無料)を発行してもらいます。

※この手続きは省略できます。

市役所・町村役場



それを持って (期日前)投票所へ

※①の証明書を持参しない場合
も、受付で申請し確認を受けるこ
とで投票ができます。(確認に時
間を要する場合があります。)

引越し前の
(期日前)投票所



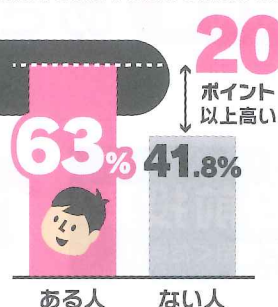
親子で、家族で、一緒に投票へ!

18歳から投票できます。

- 18歳未満のご家族も、一緒に投票所にはいることができます。
- 親の投票参加が、将来の子どもの投票行動に
影響を与えることがわかっています。

子どもの頃に、親の投票に
ついていったことがある人・ない人の
投票参加の比率

※H28参院選後の総務省
「18歳選挙権に関する意識調査」
(18~20歳までの男女3,000人に行った調査より)



詳しくは最寄りの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください。